

平成 27 年度 監査基本計画

1. 基本方針

二宮町では、人口減少や少子高齢化が進む中で、「第 5 次二宮町総合計画」で掲げた町の将来像である「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」の実現に向けて、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、地域コミュニティの「地域の力」、町行政の「自治体経営の力」の 3 つの力を結集して、各施策に取り組んでいる。平成 27 年度は、10 年間の総合計画のうち、前期 3 年間の最終年度として、次の中期 3 年間につなげるため、基本計画に定める 4 つの重点的方針に基づいた施策、事業の推進を目指している。

本年度の監査を実施するにあたり、町政の公正かつ効率的な運営を確保するうえで不可欠な監査機能の重要性を十分認識し、前述のような町政の現状を踏まえて、総合計画との関連性や予算執行の適正性、効率性、経済性を検証するとともに、各種事務事業が適切な規模、連携で効果的に運営され、その事業目的を達成しているかどうかなどに主眼を置いて監査を実施する。

2. 個別監査方針

(1) 定期監査

対象機関の全般的な取組み状況及び総合計画並びに主要事業の推進に係る事業の執行状況を勘案して、必要と認められる項目について実施する。

実施にあたっては、当該事務事業がその目的を十分達成しているかどうかを主眼として、計画から執行までの全般的な過程について、その合理性、効率性を具体的に究明する。

また、各課所管の公共施設について、必要に応じて別途指定して監査を実施する場合がある。

(2) 例月出納検査

現金の出納について毎月の計数を確認するとともに、月末時の残高証明と現金保管状況を検査する。

併せて資金の運用状況等財政収支の動態を主として計数面より把握し、各種監査の効率的な執行に活用する。

(3) 決算審査

決算計数の確認及び分析を行い、財政、資金運用、財産管理及び主要事業の各状況について意見を付する。

なお、主要事業に意見を付するにあたっては、各種事業が適切な規模、

連携をもって効果的に実施されているかどうかを審査し、併せて事業効果を検証する。

(4) 工事監査

工事の必要性や緊急性が合理的な根拠に基づいたものかどうか、設計や積算の根拠に誤りが無かったか、業者選定から契約、支払までの事務執行が適正だったか、施工後の効果はあらわれているかなどを検証する。

(5) 財政的援助団体等監査

補助金などの財政的援助等に係る事業について、適切かつ効率的に執行され、精算報告等が適正に行われているか、また、その目的に沿った支出内容かなど効果も含めて検証する。

3. 執行上の留意点

町政の公正かつ効率的な運営を担保する監査機能をなお一層発揮するため、次の点に十分留意する。

(1) 監査の実施にあたっては、事業の内容、過去の監査結果などを総合的に検討し、対象に則した事前準備の充実を図るとともに、効率的な監査の実施に努める。

(2) 監査結果報告書の作成にあたっては、町民が内容を十分理解できるように、監査方法、監査状況及び根拠等を明確に示すよう、その表現、構成など十分留意する。

4. 各種監査の実施時期

別紙のとおり

【別紙】

平成 27 年度 監査実施計画

1. 定期監査 (法第 199 条第 4 項)
 - (1) 監査期日 平成 27 年 7 月～平成 28 年 2 月 (別紙のとおり)
 - (2) 監査対象機関 別紙のとおり
 - (3) 出席者 副町長、主管の部課長ほか

2. 例月出納検査 (法第 235 条の 2 第 1 項)
 - (1) 会計区分 一般会計、特別会計
 - (2) 検査期日 原則として毎月 25 日 (別紙のとおり)
 - (3) 検査の対象 前月分の現金の出納及び関係書類
 - (4) 資料の提出 予備検査日前
 - (5) 出席者 副町長、会計管理者、出納課職員

3. 決算審査 (法第 233 条第 2 項)
 - (1) 対象機関名 出納課、政策部財政課、その他関係部署
 - (2) 資料提出期限 出納閉鎖後、速やかに
 - (3) 審査期日 平成 27 年 7 月 31 日(金)～8 月 24 日(月)
 - (4) 出席者 副町長、政策部長、会計管理者、財政課長、公共施設課長、関係部課長ほか

4. 工事監査 (法第 199 条第 5 項)
 - (1) 監査期日 平成 27 年 6 月 17 日(水)～18 日(木)
 - (2) 監査内容 建設関係工事 (書類・現地) 抽出決定後通知
 - (3) 出席者 副町長、財政課長、工事担当部課長ほか

5. 財政的援助団体等監査 (法第 199 条第 7 項)
 - (1) 監査期日 平成 27 年 5 月 29 日(金)
 - (2) 監査対象団体等 二宮町観光協会
 - (3) 出席者 団体役員、副町長、主管部課長ほか

6. 行政監査 (事務監査) (法第 199 条第 2 項) 必要に応じ実施

7. 公金取扱事務監査 (法第 235 条の 2 第 2 項) 必要に応じ実施

8. その他の監査
 - ① 議会の要求監査 (法第 98 条第 2 項)
 - ② 町長の要求監査 (法第 199 条第 6 項)
 - ③ 住民監査請求監査 (法第 242 条第 1 項)
 - ④ 直接請求監査 (法第 75 条)
 - ⑤ 職員損害賠償の監査 (法第 243 条の 2 第 3 項)

以上